

困った時は迷わず相談を！

桶川市在宅介護支援センター相談事例紹介

〈事例〉

80代の高齢者でひとり暮らし、親族は近隣にいません。脳梗塞の後遺症から麻痺が残り、日常生活に困っています。

スについて紹介する。

③本人の希望

「介護保険で、ホームヘルパーに家事（掃除、買い物、調理）を頼みたい。」「玄関や浴室、トイレなどに手すりが必要。」「過去に倒れた経験から、緊急通報システム（※）を利用したい。」

（※）緊急通報システム：ひとり暮らし高齢者などが急病の場合に電話回線を通じて消防本部に救助を呼べる機器



高齢者福祉課に提出する。

⑤サービスの開始

緊急通報システムの利用許可があり、事業担当職員と調整して、システム機器を設置する。

⑥介護保険

申請から約1ヵ月後、要介護認定がおりる。本人に居宅介護支援事業所を選んでいただき、介護保険サービスにつながるようフォローする。担当のケアマネジャー（ケアプランをたてる人）に情報を提供し、ホームヘルパーの派遣や住宅改修の手続き等依頼する。

今回の相談では本人の要望を聞きながら、ケアマネジャーが中心となり、介護保険サービスと介護保険対象外サービスの利用をすすめることで、安心して在宅生活の継続が可能となりました。

①本人へ電話（職員）
民生委員さんから相談があったことを伝え、家庭訪問の約束をする。

②本人宅訪問（職員）
本人と面接し、現在の状況や生活していくうえで困っていることなどの話を伺う。介護保険サービスについて説明する（申請方法、利用方法、サービス内容など）。また桶川市の介護保険対象外サービス

④対応
介護保険の申請書を記入していただき、市高齢者福祉課に届ける（申請代行）。
対象外サービス（緊急通報システム）申請書を記入していただき、調査をする。本人から民生委員さんや近所の友人に連絡し、緊急通報システムの協力を得る。また本人から親族に理解を得て、緊急連絡先を取得する。必要な書類を市



桶川市在宅介護支援センターはこの事例のように、市高齢者福祉課と連携し相談に応じております。お気軽にご相談ください。

●基幹型

在宅介護支援センター
桶川市社会福祉協議会
末広2-18-8
☎729-1700

●地域型

在宅介護支援センター
はにわの里（担当区域：線路から西側）
川田谷7-14-1
☎787-2112

ハートランド（担当区域：線路と国道17号の間）
坂田1-7-25
☎777-7007

べに花の郷（担当区域：国道17号より東側）
坂田5-6-9-1
☎729-1240

●桶川市担当課

高齢者福祉課
泉1-3-28
☎786-3211（代）